

令和 5 年住宅・土地統計調査 用品仕分・梱包及び運送業務 仕 様 書

1 業務期間

- (1) 用品の受領 令和 5 年 7 月 19 日（水）
- (2) 用品の仕分・梱包及び運送業務
令和 5 年 7 月 19 日（水） から 令和 5 年 8 月 7 日（月） まで

2 業務の内容

- (1) 用品の保管場所の確保
標記調査に係る用品（別表 1 及び別表 2）の保管場所を確保すること。
なお、下記の業務期間において用品の品質を損なうことなく保管することができ、かつ仕分・梱包作業を行うのに十分な広さを有する場所を選定すること。
- (2) 用品の仕分・梱包
 - ア 用品を受領し、種類・数量が別表 1 及び別表 2 の記載内容と相違ないか確認すること。
 - イ 別表 1 記載の用品について、送付先ごと（30 市町村＋岩手県）に仕分・梱包を行うこと。
 - ウ 別表 2 記載の用品について、イと別に仕分け、岩手県ふるさと振興部調査統計課（以下「県担当課」という。）に納品すること。
 - エ 仕分・梱包を完了した後、県担当課へ連絡し、実地確認を受けること。
- (3) 用品の運送
 - ア (2)エの実地確認後、別表 1 記載の各市町村（原則、各市町村庁舎）へ運送すること。
 - イ 運送を完了した後、「用品仕分・梱包及び運送業務 実施状況報告書（別紙様式）」を速やかに県担当課へ提出すること。

3 用品の収納方法等

- (1) 用品番号 1「調査票甲」は同 22「調査票ケース甲」に収納すること。
- (2) 用品番号 2「調査票乙」、同 3「建物調査票」、同 4「調査対象名簿」及び同 5「調査票等表紙」は同 23「調査票ケース乙」に収納すること。
- (3) 用品が収納された(1)及び(2)は、用品番号 24「調査票輸送箱」に 1 箱当たり 3 ケースまで収納可能であるため、収納すること。なお、その際「調査票輸送箱」に生じた空きスペースには他の用品を収納してもよいので、箱数の効率化に努めること。
- (4) 「調査票ケース甲」、「調査票ケース乙」又は「調査票輸送箱」が各送付先への割当数では不足する場合には、県担当課予備分の数量を減らして不足分に充てて

も差し支えない。ただし、その場合は県担当課へ報告すること。

- (5) 用品番号8「インターネット回答利用ガイド」について、送付先ごとに梱包された状態で納品されるので、開封せずそのまま仕分けすること。

4 留意事項

- (1) 業務に必要となる資材（段ボール箱、クラフト粘着テープ、緩衝材等）については、受注者が調達すること。ただし、段ボール箱は用品の納品時に使用されたものを流用しても差し支えない。
 - (2) 段ボール箱は、原則として宅配便 100 サイズ又は 120 サイズのものをを用いること。
 - (3) 梱包に当たっては、用品を破損・汚損することのないよう十分に留意しながら、箱数が可能な限り少なくなるよう効率化に努めること。
- ※ 別表1に記載の「想定箱数」は参考であり、発注者が箱の規格及び数量等を指定するものではない。

5 条件

- (1) 料金は請求書払いとする。
- (2) 本業務は、仕分・梱包作業を含む運送業務であり、発送個数等（梱包後の箱数、サイズ、重量等）は受注者の梱包方法により変動することから、発注者から指定しないものとする。
よって、発注者が提示する規格及び数量の用品の梱包を想定し、これらの変動を加味した総額により積算すること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項又は記載事項に疑義が生じた場合は、発注者、受注者が協議のうえ決定するものとする。